

○耕作放棄地活用事業補助金交付要綱

令和8年4月1日

甲佐町告示第89号

(通則)

第1条 この要綱は、耕作放棄地活用事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、甲佐町補助金交付規則（平成18年甲佐町規則第4号以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、農業従事者の高齢化や担い手の減少等により増加する耕作放棄地（以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、かつ、この数年の間に再び耕作の予定がない土地をいう。）の解消と作付け再開を目的とする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者（以下「交付対象者」という。）は次のとおりとする。

- (1) 甲佐町内の耕作放棄地を解消し農地を保全する者又は、解消後の農地に作付けする販売農家
- (2) 甲佐町において町税等滞納がない者（世帯員も含む）

(補助対象農地)

第4条 補助の対象となる耕作放棄地は町内の農地とするものとし、本補助金は、他の補助金、交付金制度等との重複及び併用はできないものとする。

(対象経費)

第5条 第6条第1項第1号及び第2号により補助金の交付を受ける者の交付対象経費は、耕作放棄地解消に係る整備費用とする。なお、同条同項第3号により補助金の交付を受ける者は、ぶどう山椒の植付けに係る費用を対象とすることができるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次のとおりとし、予算の範囲内において交付する。10aに満たない場合は、10a当りの交付額を面積按分した額を交付額とする。ただし、1,000円に満たない金額は切り捨てるものとする。

- (1) 耕作放棄地を解消し農地の保全のみの場合 20,000円／10a
- (2) 耕作放棄地を解消し販売のための作物を植える場合 40,000円／10a
- (3) 前号に該当する交付対象者が宮内地区山椒生産組合の組合員として耕作放棄地解消後にぶどう山椒を10 a 当り50本以上植付ける場合。ただし、申請農地が10 a に満たない場合は、50本を面積按分した本数以上を植付けるものとする。

300,000円／10a

2 再生した農地への補助は初年度1回限りとする。

(事業の実施義務)

第7条 補助対象者は、復元した農地が耕作放棄地とならないよう継続して5年間は農地の保全又は作付けをしなければならない。ただし、連作障害等により作物の生育に影響がでる恐れがある場合は、休耕期間（最長1年間）を設けることができる。

(交付申請等)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条で定める補助金等交付申請書に次の第1号から第3号に掲げる書類を添付しなければならない。

なお、第6条第1項第3号により補助金の交付を受けようとする者は、次の第4号に掲げる書類も併せて提出しなければならない。

- (1) 町税等関係書類の閲覧に関する同意書（様式第1号）
- (2) 耕作放棄地解消計画書（様式第2号）
- (3) 誓約書
- (4) 宮内地区山椒生産組合が発行する組合員であることを証する書類

(実績報告)

第9条 規則第15条の補助事業等実績報告書は、第5号様式によるものとする。

2 規則第15条第1項第2号に規定する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

なお、補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた翌年度から起算して4年間各年度の翌年度の4月30日までに、本条第2項第1号及び第4号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 作業日誌
- (2) 支出内容を説明する書類及び請求書等証拠書類の写し
- (3) 施工前及び施工後の状況が分かる写真

(4) 管理状況写真又は出荷伝票

(補助金の返還)

第10条 第6条第1項第1号及び第2号により補助金の交付を受けた者が、復元された農地が5年間、農地の保全又は作付けされない場合、又は同条同項第3号により補助金の交付を受けた者が、交付を受けた年度から起算して5年目までに収穫物を販売しない場合は、交付対象者は補助金の全部又は一部を返還するものとする。ただし、天災等社会通念に照らして交付対象者の責めに帰さない特別の事由による場合は、この限りでない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限りその効力を失う。ただし、第9条第2項及び第10条に関する規定については、要綱の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第8条関係）

町税等関係書類の閲覧に関する同意書

令和 年 月 日

甲佐町長 様

住所 甲佐町大字

氏名

下記事項のため、私及び世帯員に係る町税等関係書類を甲佐町農政課が閲覧することに同意します。

記

1 耕作放棄地活用事業補助金交付要綱の規定による町税等の納付状況確認のため

2 閲覧対象 町税

国民健康保険税

介護保険料

後期高齢者医療保険料

住宅使用料

保育料

水道使用料

様式第2号（第8条関係）

耕作放棄地活用事業計画書

令和 年 月 日

甲佐町長 様

申請者 住所

氏名

下記の耕作放棄地について事業を実施したいので、計画書を提出します。

土地の所在	面積(㎡)	地目	作付け予定作物又は作付けしない場合は「農地の保全」と記入
甲佐町大字			
甲佐町大字			
甲佐町大字			
甲佐町大字			
甲佐町大字			
甲佐町大字			
甲佐町大字			
合 計			

宮内地区山椒生産組合員証明書

下記の者は宮内地区山椒生産組合の組合員であることを証明します。

記

1) 住 所 : _____

2) 氏 名 : _____

3) 加入日 : 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

宮内地区山椒生産組合

組合長 _____ 印

耕作放棄地活用事業作業日誌

甲佐町長 様

申請者 住所

氏名

耕作放棄地活用事業について事業を実施したので、作業日誌を提出します。

[illegible]

誓 約 書

甲佐町長 様

私は、耕作放棄地活用事業補助金交付要綱第 10 条に該当する場合、補助金の全部又は一部を異議なく速やかに返還することを誓約いたします。

記

1 返納の方法

甲佐町の発行する納入通知書により、指定された期限までに納付いたします。

2 遵守事項

補助金の返還に関し、耕作放棄地活用事業補助金交付要綱及び甲佐町補助金等交付規則の規定を遵守し、貴町の指示に異議なく従います。

令和 年 月 日

申請者 住 所

氏 名

印